イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証（写し）を添付すること。

⑵　国内旅行業務取扱管理者有資格者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑴及び⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に国内旅行業務取扱主任者認定証（写し）、国内旅行業務取扱主任者試験合格証（写し）又は国内旅行業務取扱管理者試験合格証（写し）を添付すること。

⑶　一般社団法人日本旅行業協会が令和７年度又は令和８年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和７年度又は令和８年度の総合旅行業務取扱管理者研修の当該科目の修了証書（写し）を添付すること。

⑷　一般社団法人日本旅行業協会が令和７年度又は令和８年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑷の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和７年度又は令和８年度の総合旅行業務取扱管理者研修の当該科目の修了証書（写し）を添付すること。

⑸　令和７年度総合旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和７年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書（写し）を添付すること。

⑹　令和７年度総合旅行業務取扱管理者試験のうち「海外旅行実務」について合格点を得た者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑷の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験申請時に令和７年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書（写し）を添付すること。

７．合格者の発表等

合格者の発表は、令和８年12月10日（木）（予定）に、一般社団法人日本旅行業協会のホームページで行うとともに、受験者にはウェブサイト上に設定する個人ページに試験結果を通知する。

８．合格証の交付

令和８年12月10日（木）（予定）に、合格者にはウェブサイト上に設定する個人ページからダウンロードできることとする。

９．試験事務の代行

この試験の事務は、旅行業法第69条第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人日本旅行業協会

住所　〒100―0013　東京都千代田区霞が関三丁目３番３号　全日通霞が関ビル

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

10．その他

試験の実施については変更があり得るため、その場合は、一般社団法人日本旅行業協会のホームページに変更内容を掲載し、周知する。